

ADHD（注意欠陥多動性障害）

1 ADHDとは

平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、次のように定義しています。

ADHDとは、年齢あるいは発達に釣り合いなな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

- (1) 「不注意」、「多動性」、「衝動性」に該当する状態像を示し、少なくともその状態が6か月以上続いています。
- (2) 「不注意」、「多動性」、「衝動性」のうちいくつかが7歳以前に存在し、社会性や学校生活を営む上で支障があります。
- (3) 著しい不適応が学校生活や家庭生活など複数の場面で認められます。
- (4) 知的障害（軽度を除く）や自閉症などは認められません。

2 ADHDの児童生徒の行動上の困難

- 人の話を集中して聞けない。物をよくなくす。（不注意）
- 席についていられず、注意しても立ち歩く。過度にしゃべる。（多動性）
- 順番が待てない。質問が終わらないうちに出し抜けに答えてしまう。（衝動性） など

3 ADHDの児童生徒に対する指導の基本姿勢

ADHDの児童生徒の教育的ニーズは多様であることから、実態把握に当たっては、教科学習や対人関係の形成の状況、学校生活への適応状況など様々な観点から行う必要があります。また、ADHDの児童生徒の保護者のみならず、学級の児童生徒やその保護者に対する理解推進も積極的に進める必要があります。

- (1) 多動等に対応するためには、小学校等の低年齢の段階から適切に指導することが重要になります。
- (2) 生活技能（主として対人関係に関する技能）を身に付けることが大切になります。その際は、適切な行動の獲得に向け、自分の行動をコントロールするなど自己管理能力を高めるように配慮する必要があります。
- (3) 否定的な周囲の対応や評価の積み重ねにより引き起こされる、行動上の問題や非行などへの配慮が必要になります。そのためには、自信回復や自尊心（自己有能感）の確立、更には自分で自分の行動を振り返ったり、他人が自分をどうとらえているのかを理解したりする指導が必要になります。
- (4) 服薬をしている児童生徒については、学校生活の様子を家庭や医療機関に伝えるといった関係機関との連携を図る必要があります。

例えば

○ 行動のルール

➡ 発言するとき、気持ちが興奮してきたとき、待っているときなどのルールを担任と決め、できたときには適切な評価を

○ 指示の仕方

➡ 単純明快、簡潔な言い方で、必要に応じて文字などの視覚情報や個別の指示を

○ しかることより褒める工夫

➡ 禁止事項はできるだけ少なくし、少しの努力で達成可能な目標を掲げ、ささいなことでも褒める工夫を

○ ソーシャルスキルトレーニング

➡ 問題が起こった場合には、どのような行動をとればよかったかをその場で考えるような工夫を

A D H D の児童生徒への教育的支援のポイント

- 二次的障害への対応又は二次的障害を起こさない配慮が必要に
- その場、その時にとるべき行動のモデルを実際に示すように
- 課題は、順序よく、少しずつ取り組めるように